

香川県 I C T 活用工事普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 香川県 I C T 活用工事普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 本事業は、県内における建設業従事者の高齢化や後継者不足等による深刻な担い手不足への対応や早期の災害復旧に向けた地域防災力の強化等を図るため、県内建設事業者に対し I C T 機器等を導入する際に要する経費の一部を補助することにより、I C T 技術を活用した業務の効率化、長時間労働の是正、危険な箇所での作業の機械化等といった建設現場における生産性の向上、就労環境の改善、従業員の負担軽減、職場定着に向けた取組み等を支援することを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「補助対象事業者」という。）は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を有しており、その主たる営業所の所在地が香川県内である者又は香川県内に本店を有し、補助事業の実施期間の属する年度の香川県測量・建設コンサルタント業務等指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (2) 県税（個人住民税を含む。）等の滞納がないこと。
- (3) 過去に規則第2条第1項各号に規定する補助金等の不正受給がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 香川県が発注する建設工事及び測量・コンサルタント業務、物品等の契約に係る指名停止措置を現に受けていないこと。

(補助対象経費等)

第4条 県は、第2条の目的を達成するため、補助対象事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助金の交付対象となる経費及びこれに対する補助限度額等は、別表のとおりとする。
- 3 補助金の交付申請は、一年度につき1回のみとする。
- 4 同一の補助対象事業者への補助金の交付は、1回限りとする。

(補助率及び補助限度額)

第5条 前条の規定による補助対象経費に対する補助率は2分の1以内とし、補助限度額は別表に定める金額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助対象事業者は、知事が別に定める期日までに、補助金交付申請書（様式第1号）、申請者概要書（様式第2号）、事業計画書（様式第3号）、誓約書（様式第4号）に知事が別に定める必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定等)

第7条 知事は、前条に規定する交付申請があったときは、その申請に関する書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付を決定し、補助対象事業者に対して、交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、不交付決定通知書（様式第6号）により速やかに補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 知事は、補助金の交付の決定をする場合において、その目的を達成するため、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、事業計画等の変更（ただし、交付額の20パーセント以内の減額を伴う変更を除く。）をするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと
- (2) 事業計画を廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならないこと
- (3) 知事の求めに応じて補助金に関する報告を行い、又は知事が指名した職員が行う当該補助金に関する帳簿書類その他の物件の検査を受けなければならないこと
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと

(事業計画の変更等)

第9条 第7条に定める交付決定を受けて補助事業を行う者（以下、「補助事業者」という。）は、前条第1号の規定に基づき事業計画を変更する場合には、速やかに変更承認申請書（様式第7号）に当該変更に関する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該変更を承認するか否かを決定し、変更承認通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第10条 規則第6条第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外とする。

- (1) 補助対象経費について増額又は20パーセントを超える減額をする場合
- (2) 補助事業の内容を著しく変更する場合

(事業計画の廃止)

第11条 補助事業者は、第8条第2号の規定に基づき、事業計画を廃止しようとする場合には、速やかに廃止承認申請書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する廃止承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、廃止承認通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、知事が別に指定する日までに、実績報告書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第12号)
- (2) 知事が別に定める書類

- 3 補助事業者は、第6条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした場合において、第1項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第6条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした場合において、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記様式第13号により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、規則第14条の規定による補助金の額を確定したときは、補助事業者に対して、交付額確定通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(補助金の支払)

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、前条に規定する交付額確定通知の日から起算して14日を経過した日までに、補助金交付請求書(様式第15号)を知事に提出しなければならない。ただし、その日が県の休日の時は、その直前の県の休日以外の日を提出期限日とする。

(普及啓発活動の実施結果等の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度に、ICT活用の普及啓発活動を年1回以上実施するとともに、その実施結果を補助事業により導入したICT機器の活用状況と併せて、実施結果報告書(様式第16号)により、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の実施結果報告書の提出期限は、知事が別に定めることとする。

(交付決定の取消し)

第16条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。ただし、災害その他やむを得ない事情として知事が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けた、又は受けようとしたとき
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき
- (3) 前条に定める普及啓発活動を実施しなかった、又は実施結果報告書を提出しなかったとき
- (4) この要綱若しくは規則又はこれらに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき
- (5) その他知事が必要と認めたとき

2 知事は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、速やかにその旨及びその理由を補助事業者に書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 知事は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金)

第18条 補助事業者は、第16条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金)

第19条 補助事業者は、第17条の規定により補助金の返還を命ぜられこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じその未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

3 前条第2項の規定は、第1項の延滞金について準用する。

(書類の提出)

第20条 この要綱により知事に提出する書類の部数は1部とする。

2 知事に提出する書類の提出先は、香川県土木部土木監理課とする。

3 書類の提出の方法は、持参、郵送（配達記録が確認できるものに限るものとし、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による信書の送達を含む。）、電子メール又は香川県電子申請・届出システムによる電子申請に限るものとする。

(帳簿書類の作成等)

第21条 補助事業者は、補助金に関する収入及び支出の状況を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間これを保存しておかなければならない。

(財産の管理及び処分)

第22条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保にしようとする場合は、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（様式第17号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により承認を受けた取得財産等（別に定める耐用年数を経過した取得財産等を除く。）の処分により収入があったときは、収入の全部又は一部を納付させることがある。
- 4 補助事業者は、取得財産等について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳（様式第18号）を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(備品等の耐用年数)

第23条 補助金により購入した備品等の耐用年数については、「所得税法又は法人税法の減価償却資産の耐用年数を定める省令」（昭和40年3月大蔵省令第15号）に定めるとおりとする。

(補助金に関する調査への協力)

第24条 知事は、補助金を交付した補助事業者に対し、補助金に関する調査への協力を依頼することができる。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月7日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月6日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の香川県ICT活用工事普及促進事業補助金交付要綱の規定は、令和4年6月6日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前までの申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月22日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象 経 費	経費 区分	経費区分の明細	補助率及び 補助限度額
I C T機器 等の導入に 要する右欄 に定める経 費	設備等 導入費	I C T活用工事の実施につながり、建設現場における生産性向上に資する機器等で、以下に示すものの導入に要する経費（機器等の購入に要するものに限る。ただし、（3）は補助事業の実施期間に係るソフトウェアの使用料を含む。） （1）既存の建設機械へI C Tを搭載（後付け） （2 D・3 D） ・マシンガイダンスシステム ・マシンコントロールシステム （2）3 D測量機器 ・3 Dレーザースキャナー ・自動追尾型トータルステーション ・U A V（ドローン） ・G N S S受信機 （3）3次元設計ソフトウェア等	補助対象経費の2分の1以内の額 ただし、予算の範囲内で、1 0 0万円を上限度とする。 なお、この額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。